

(別紙)

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																								
<p>(074 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 25%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">納税地</td><td></td></tr> <tr><td>法人名</td><td></td></tr> <tr><td>代表者又は 納税人氏名</td><td></td></tr> </table> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書</p> <p>自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等 至 年 月 日 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">申告又は更正前の金額</th> <th style="width: 30%;">更正又は決定の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>所得金額又は欠損金額</td><td style="text-align: right;">円</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>法人税額の特別控除額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>リース特別控除取戻税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地譲渡利益金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課税土地譲渡利益金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>向上に対する税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>留保</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課税留保金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>向上に対する税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使途秘匿金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使途秘匿金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>向上に対する税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>法人税額計</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>控除所得税額等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引所得に対する法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>還付所得税額等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>還付金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>欠損繰戻し</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>減少する還付加算金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引合計税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>既に納付の確定した本税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上のうち仮装経理に基づく還付法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>過大申告の更正に伴う繰越控除される法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額</td></tr> <tr><td>本税の額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>無申告加算税</td><td></td></tr> <tr><td>過少申告加算税</td><td></td></tr> <tr><td>重加算税</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 80%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th colspan="3">賦課した加算税の額の計算明細</th></tr> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">加算税の基礎となる税額</th> <th style="width: 50%;">加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申告加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	納税地		法人名		代表者又は 納税人氏名		区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額	所得金額又は欠損金額	円	円	法人税額			法人税額の特別控除額			リース特別控除取戻税額			土地譲渡利益金			課税土地譲渡利益金額			向上に対する税額			留保			課税留保金額			向上に対する税額			使途秘匿金			使途秘匿金額			向上に対する税額			法人税額計			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額			控除所得税額等			差引所得に対する法人税額			還付所得税額等			還付金額			欠損繰戻し			減少する還付加算金			差引合計税額			既に納付の確定した本税額			差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額			同上のうち仮装経理に基づく還付法人税額			過大申告の更正に伴う繰越控除される法人税額			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金			この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額		本税の額	円	無申告加算税		過少申告加算税		重加算税		賦課した加算税の額の計算明細			区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	申告加算税	賦課決定額	円	変更決定後の賦課決定額		重加算税	賦課決定額		変更決定後の賦課決定額		<p>(074 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 25%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50px;">納税地</td><td></td></tr> <tr><td>法人名</td><td></td></tr> <tr><td>代表者 氏名</td><td></td></tr> </table> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書</p> <p>自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等 至 年 月 日 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">申告又は更正前の金額</th> <th style="width: 30%;">更正又は決定の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>所得金額又は欠損金額</td><td style="text-align: right;">円</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>法人税額の特別控除額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>リース特別控除取戻税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地譲渡利益金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課税土地譲渡利益金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>向上に対する税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>留保</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>課税留保金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>向上に対する税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使途秘匿金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>使途秘匿金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>向上に対する税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>法人税額計</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>控除所得税額等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引所得に対する法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>還付所得税額等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>還付金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>欠損繰戻し</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>減少する還付加算金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引合計税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>既に納付の確定した本税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上のうち仮装経理に基づく還付法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>過大申告の更正に伴う繰越控除される法人税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額</td></tr> <tr><td>本税の額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>無申告加算税</td><td></td></tr> <tr><td>過少申告加算税</td><td></td></tr> <tr><td>重加算税</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 80%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th colspan="3">賦課した加算税の額の計算明細</th></tr> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">加算税の基礎となる税額</th> <th style="width: 50%;">加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申告加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重加算税</td> <td>賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更決定後の賦課決定額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	納税地		法人名		代表者 氏名		区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額	所得金額又は欠損金額	円	円	法人税額			法人税額の特別控除額			リース特別控除取戻税額			土地譲渡利益金			課税土地譲渡利益金額			向上に対する税額			留保			課税留保金額			向上に対する税額			使途秘匿金			使途秘匿金額			向上に対する税額			法人税額計			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額			控除所得税額等			差引所得に対する法人税額			還付所得税額等			還付金額			欠損繰戻し			減少する還付加算金			差引合計税額			既に納付の確定した本税額			差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額			同上のうち仮装経理に基づく還付法人税額			過大申告の更正に伴う繰越控除される法人税額			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金			この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額		本税の額	円	無申告加算税		過少申告加算税		重加算税		賦課した加算税の額の計算明細			区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	申告加算税	賦課決定額	円	変更決定後の賦課決定額		重加算税	賦課決定額		変更決定後の賦課決定額	
納税地																																																																																																																																																																																																																																									
法人名																																																																																																																																																																																																																																									
代表者又は 納税人氏名																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額																																																																																																																																																																																																																																							
所得金額又は欠損金額	円	円																																																																																																																																																																																																																																							
法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
法人税額の特別控除額																																																																																																																																																																																																																																									
リース特別控除取戻税額																																																																																																																																																																																																																																									
土地譲渡利益金																																																																																																																																																																																																																																									
課税土地譲渡利益金額																																																																																																																																																																																																																																									
向上に対する税額																																																																																																																																																																																																																																									
留保																																																																																																																																																																																																																																									
課税留保金額																																																																																																																																																																																																																																									
向上に対する税額																																																																																																																																																																																																																																									
使途秘匿金																																																																																																																																																																																																																																									
使途秘匿金額																																																																																																																																																																																																																																									
向上に対する税額																																																																																																																																																																																																																																									
法人税額計																																																																																																																																																																																																																																									
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
控除所得税額等																																																																																																																																																																																																																																									
差引所得に対する法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
還付所得税額等																																																																																																																																																																																																																																									
還付金額																																																																																																																																																																																																																																									
欠損繰戻し																																																																																																																																																																																																																																									
減少する還付加算金																																																																																																																																																																																																																																									
差引合計税額																																																																																																																																																																																																																																									
既に納付の確定した本税額																																																																																																																																																																																																																																									
差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
同上のうち仮装経理に基づく還付法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
過大申告の更正に伴う繰越控除される法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金																																																																																																																																																																																																																																									
この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額																																																																																																																																																																																																																																									
本税の額	円																																																																																																																																																																																																																																								
無申告加算税																																																																																																																																																																																																																																									
過少申告加算税																																																																																																																																																																																																																																									
重加算税																																																																																																																																																																																																																																									
賦課した加算税の額の計算明細																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額																																																																																																																																																																																																																																							
申告加算税	賦課決定額	円																																																																																																																																																																																																																																							
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																								
重加算税	賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																								
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																								
納税地																																																																																																																																																																																																																																									
法人名																																																																																																																																																																																																																																									
代表者 氏名																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額																																																																																																																																																																																																																																							
所得金額又は欠損金額	円	円																																																																																																																																																																																																																																							
法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
法人税額の特別控除額																																																																																																																																																																																																																																									
リース特別控除取戻税額																																																																																																																																																																																																																																									
土地譲渡利益金																																																																																																																																																																																																																																									
課税土地譲渡利益金額																																																																																																																																																																																																																																									
向上に対する税額																																																																																																																																																																																																																																									
留保																																																																																																																																																																																																																																									
課税留保金額																																																																																																																																																																																																																																									
向上に対する税額																																																																																																																																																																																																																																									
使途秘匿金																																																																																																																																																																																																																																									
使途秘匿金額																																																																																																																																																																																																																																									
向上に対する税額																																																																																																																																																																																																																																									
法人税額計																																																																																																																																																																																																																																									
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
控除所得税額等																																																																																																																																																																																																																																									
差引所得に対する法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
還付所得税額等																																																																																																																																																																																																																																									
還付金額																																																																																																																																																																																																																																									
欠損繰戻し																																																																																																																																																																																																																																									
減少する還付加算金																																																																																																																																																																																																																																									
差引合計税額																																																																																																																																																																																																																																									
既に納付の確定した本税額																																																																																																																																																																																																																																									
差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
同上のうち仮装経理に基づく還付法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
過大申告の更正に伴う繰越控除される法人税額																																																																																																																																																																																																																																									
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金																																																																																																																																																																																																																																									
この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額																																																																																																																																																																																																																																									
本税の額	円																																																																																																																																																																																																																																								
無申告加算税																																																																																																																																																																																																																																									
過少申告加算税																																																																																																																																																																																																																																									
重加算税																																																																																																																																																																																																																																									
賦課した加算税の額の計算明細																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額																																																																																																																																																																																																																																							
申告加算税	賦課決定額	円																																																																																																																																																																																																																																							
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																								
重加算税	賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																								
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																																																																																																																								
<p>この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>																																																																																																																																																																																																																																									

(121 青色申告の承認の取消通知書)

納税地		法第	号
法人名等		平成	年 月 日
清算者氏名 代表者又同	殿		

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 1 項第 号に該当する
 自平成 年 月 日
 ので、 至平成 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。

(取消処分の基因となった事実)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(121 青色申告の承認の取消通知書)

納税地		法第	号
法人名等		平成	年 月 日
代表者名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

青色申告の承認の取消通知書

貴法人の青色申告の承認は、次の事実が法人税法第 127 条第 1 項第 号に該当する
 自平成 年 月 日
 ので、 至平成 年 月 日 事業年度以後これを取り消したから通知します。

(取消処分の基因となった事実)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(285 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※電話グループ整理番号

Header information form including date (平成 年 月 日), company name (法人名等), address (納税地), representative name (代表者氏名), and business type (事業種目).

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Main calculation table with columns for '欠損事業年度' (Deficit Business Year), '還付所得事業年度' (Refund Income Business Year), and '請求金額' (Request Amount). Rows include '欠損事業年度の欠損金額' (Deficit amount), '還付所得事業年度の所得金額' (Income amount), '還付所得事業年度の法人税額' (Corporate tax amount), and '還付金額' (Refund amount).

Form for '請求期限' (Request Deadline) and '還付を受けようとする金融機関等' (Financial institutions for refund).

- (1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
イ 期限後提出の場合、確定申告書その提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
ロ 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細
(2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。

税理士署名押印

Footer table with columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印.

(規格A4)

(285 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号
※電話グループ整理番号

Header information form including date (平成 年 月 日), company name (法人名等), address (納税地), representative name (代表者氏名), and business type (事業種目).

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Main calculation table with columns for '欠損事業年度' (Deficit Business Year), '還付所得事業年度' (Refund Income Business Year), and '請求金額' (Request Amount). Rows include '欠損事業年度の欠損金額' (Deficit amount), '還付所得事業年度の所得金額' (Income amount), '還付所得事業年度の法人税額' (Corporate tax amount), and '還付金額' (Refund amount).

Form for '請求期限' (Request Deadline) and '還付を受けようとする金融機関等' (Financial institutions for refund).

- (1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
イ 期限後提出の場合、確定申告書その提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
ロ 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細
(2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。

税理士署名押印

Footer table with columns: ※税務署処理欄, 部門, 決算期, 業種番号, 整理簿, 備考, 通信日付印, 年月日, 確認印.

(規格A4)

改 正 後

(286 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

(単 体 申 告 用)

- 1 ～ 3
(省 略)
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄
 - イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。
 - ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
 - ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、租税特別措置法第42条の6第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
 - (5) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$$
 の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
 - (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(286 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

(単 体 申 告 用)

- 1 ～ 3
(同 左)
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄
 - イ 「欠損金額1」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。
 - ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - ハ 「控除税額8」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
 - ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ヘ 「リース特別控除取戻税額11」欄には、租税特別措置法第42条の6第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
 - (5) 「還付金額15」欄には、
$$\left[14 \times \frac{2}{5} \right]$$
 の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
 - (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額1」から「還付金額15」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(506 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
		※連絡グループ整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 法人名	〒	
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊤
	代表者住所	〒	
税務署長殿	事業種目		業
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損連結 事業年度 の連結欠 損金額	連 結 欠 損 金 額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連 結 所 得 金 額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額 (6)		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	リース特別控除取戻税額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
	差引法人税額 ((12)-(13)) (14)		
	還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)		
請 求 期 限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付される税金 の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日			

税理士署名押印 ㊤

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

23.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(506 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
		※連絡グループ整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 法人名	〒	
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊤
	代表者住所	〒	
税務署長殿	事業種目		業
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損連結 事業年度 の連結欠 損金額	連 結 欠 損 金 額 1		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 2		
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連 結 所 得 金 額 3		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 4		
	差引連結所得金額 (3-4) 5		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額 6		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 7		
	控 除 税 額 8		
	使途秘匿金額に対する税額 9		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 10		
	リース特別控除取戻税額 11		
	法人税額(6+7+8-9-10-11) 12		
既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 13			
	差引法人税額 (12-13) 14		
	還 付 金 額 (14 × 2 / 5) 15		
請 求 期 限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付される税金 の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日			

税理士署名押印 ㊤

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

22.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(507 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 ～ 3
(省 略)
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
 - イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 - イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。
 - ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。
なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
 - ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
 - (5) 「還付金額(15)」欄には、 $(14) \times (2) / (5)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
 - (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。

(以下省略)

改 正 前

(507 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 ～ 3
(同 左)
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
 - イ 「連結欠損金額1」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額2」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 - イ 「連結所得金額3」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。
 - ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - ハ 「控除税額8」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。
なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
 - ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ヘ 「リース特別控除取戻税額11」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
 - (5) 「還付金額15」欄には、 $(14 \times 2 / 5)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
 - (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額1」から「還付金額15」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。

(同 左)

改 正 後

(518 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3PA6,FCG5PC2)(以下「通知書」という。)は、①所得税法第221条の規定による源泉所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象 ～ 4 出力順序

(省 略)

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳(以下「通知書裏面」という。)を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

(省 略)

6 記載事項

国税局の職員の調査に基づいて行う処分(本税の納税の告知のみの場合を除く。)である場合には、次により記載する。

(1) 通知書の「住所(所在地)」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。

(2) 通知書に印字された教示文を抹消する。

(3) 次により記載した教示文を同封する。

イ 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する 国税局名を記載する。

ロ 「…(提出先は)の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

7 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(518 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3PA6,FCG5PC2)(以下「通知書」という。)は、①所得税法第221条の規定による源泉所得税の本税、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税、③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象 ～ 4 出力順序

(同 左)

5 出力要領

(1) 出力様式

本税、不納付加算税、重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳(以下「通知書裏面」という。)を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

(同 左)

(追 加)

6 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(523 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者にかかる納期限の特例に関する届出書)

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」
兼 「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 名 称	※整理番号
	所在地	〒
	(フリガナ) 代表者氏名	電話 - -

1. 源泉所得税の納期の特例(所得税法第216条)についての承認を申請します。
2. また、この申請が認められた場合は、源泉所得税の納期限の特例(租税特別措置法第41条の6第1項)についても併せて適用を受けたいのでこの旨届け出ます。

(注) 1 源泉所得税の納期の特例及び源泉所得税の納期限の特例については記載要領等をご覧ください。
2 1. 又は2. のいずれかの申請又は届出を行わない場合には、1. 又は2. のいずれかを抹消してください。

申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円

1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	-----------	-------	----------

(規格 A 4)

改 正 前

(523 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者にかかる納期限の特例に関する届出書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 名 称	※整理番号
	所在地	〒
	(フリガナ) 代表者氏名	電話 - -

所得税法第216条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。
また、この申請が認められた場合は、租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例についても併せて適用を受けたいのでこの旨届け出ます。

申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円

1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	-----------	-------	----------

(規格 A 4)

改 正 後

(524 源泉所得税の納期の特例の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者にかかる納期限の特例に関するする届出書)

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の記載要領等
兼 「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」

1 この申請書兼届出書は、源泉所得税の納期の特例（所得税法第216条）の適用を受けようとするとともに、その申請が承認された場合に併せて源泉所得税の納期限の特例（租税特別措置法第41条の6第1項）の適用を受けようとする場合に使用します。

【源泉所得税の納期の特例の制度について】

- (1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である源泉徴収義務者です。
(注) 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- (2) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。
(例) 申請書を提出した月が2月中の場合、2月支給分の給与等は3月10日まで、3月から6月支給分の給与等は7月10日までに納付することとなります。
- (3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。
したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税額は、通常の例により支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。
イ 給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税
ロ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条第3項に規定する投資顧問業者、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続きを代理することを業とする者を含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者を含みます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）に支払った報酬・料金について源泉徴収した所得税
- (4) この特例の承認を受けた場合には、1月から6月支給分の給与等は7月10日まで、7月から12月支給分の給与等は翌年の1月10日までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。
- (5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎ 注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

【納期の特例適用者に係る納期限の特例の制度について】

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、この届出書をその年の12月20日までに提出した場合は、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日となります。

(例) 申請日が12月15日の場合、その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年の1月20日となります。

◎ 注意

この届出書を提出した日の属する年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日となりますのでご注意ください。

- ① その年の12月31日において源泉所得税の滞納があること。
- ② その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。

2 各欄の記載方法

- (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請（届出）者の名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
ただし、この申請（届出）の対象とする事務所等の所在地が申請（届出）者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請（届出）の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
- (2) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。
この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。
- (3) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請（届出）書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(524 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者にかかる納期限の特例に関するする届出書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書 の記載要領等

1 この申請書兼届出書は、所得税法第216条に規定する源泉所得税の納期の特例の適用を受けようとするとともに、その申請が承認された場合に併せて租税特別措置法第41条の6第1項に規定する源泉所得税の納期限の特例の適用を受けようとする場合に使用します。

2 源泉所得税の納期の特例の制度について

- (1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である源泉徴収義務者です。
(注) 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- (2) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。
(例) 申請書を提出した月が2月中の場合、2月支給分の給与等は3月10日まで、3月から6月支給分の給与等は7月10日までに納付することとなります。
- (3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。
したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税額は、通常の例により支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。
イ 給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税
ロ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条第3項に規定する投資顧問業者、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続きを代理することを業とする者を含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者を含みます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）に支払った報酬・料金について源泉徴収した所得税
- (4) この特例の承認を受けた場合には、1月から6月支給分の給与等は7月10日まで、7月から12月支給分の給与等は翌年の1月10日までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。
- (5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎ 注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

3 納期の特例適用者に係る納期限の特例の制度について

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、この届出書をその年の12月20日までに提出した場合は、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日となります。

(例) 申請日が12月15日の場合、その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年の1月20日となります。

◎ 注意

この届出書を提出した日の属する年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日となりますのでご注意ください。

- ① その年の12月31日において源泉所得税の滞納があること。
- ② その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。

4 各欄の記載方法

- (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請（届出）者の名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
ただし、この申請（届出）の対象とする事務所等の所在地が申請（届出）者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請（届出）の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
- (2) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。
この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。
- (3) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請（届出）書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(588 源泉所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税の誤納額充当届出書

 平成 年 月 日		※整理番号	
		(フリガナ) 名 称	
所在地 〒 電話 - -		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟
		税務署長殿	

下記の金額を平成 年 月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。

充当しようとする給与等の誤納額 円

給与等の区分	<input type="checkbox"/> 俸給・給料等	誤納を生じた理由
	<input type="checkbox"/> 賞与（役員賞与を除く。）	
	<input type="checkbox"/> 日雇労働者の賃金	
	<input type="checkbox"/> 役員賞与	

誤納額の計算内容	納期等の区分	区 分	人 員	支給金額	税 額	納付年月日 納付先税務署
			徴収高計算書に記載したもの (A)	人	円	円
		正当計算によるもの (B)				
		差引 (A-B)				

税務署

摘 要	添付書類	<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署処理欄	起案	..	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力	
	決裁	..							
	処理	..	(摘要)						

(規格 A 4)

改 正 前

(588 源泉所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税の誤納額充当届出書

 平成 年 月 日		※整理番号	
		(フリガナ) 名 称	
所在地 〒 電話 - -		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟
		税務署長殿	

下記の金額を平成 年 月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。

充当しようとする給与等の誤納額 円

誤納を生じた理由			

誤納額の計算内容	納期等の区分	区 分	人 員	支給金額	税 額	納付年月日 納付先税務署
			徴収高計算書に記載したもの (A)	人	円	円
		正当計算によるもの (B)				
		差引 (A-B)				

税務署

摘 要	添付書類	<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署処理欄	起案	..	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力	
	決裁	..							
	処理	..	(摘要)						

(規格 A 4)